

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年10月6日

金 曜 日

第 4263 号

## 目 次

### 告 示

○指定障害児通所支援の事業の廃止	1
○富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦	
○市街地再開発組合の定款の変更の認可	4

## 告 示

### 富山県告示第405号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により公示する。

平成29年10月6日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	平成29年5月31日	1650100256	株式会社つくし工房	富山市中沖150番地の3	ウェルカムハウスつくし	富山市中沖380番地

### 富山県告示第406号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会使用者委員1名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第 174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第1項の規定により、推

薦資格のある使用者団体から、使用者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

平成29年10月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 推薦団体資格

使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

平成29年10月 6 日（金）から同月16日（月）まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県商工労働部労働雇用課

別記様式

<p>富山県知事                      殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 使用者団体名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">富山県労働委員会委員候補者の推薦について</p> <p style="text-align: center;">労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。</p>	<p>年    月    日</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 15%;">氏名</th><th style="width: 15%;">生年月日</th><th style="width: 15%;">住所</th><th style="width: 35%;">所属会社・工場の 名称及び地位</th><th style="width: 20%;">経歴</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>		氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の 名称及び地位	経歴																									
氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の 名称及び地位	経歴																											

**富山県告示第407号**

市街地再開発組合の定款の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり桜町一丁目4番地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成29年10月6日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 組合の名称**

桜町一丁目4番地区市街地再開発組合

**2 事業施行期間**

設立認可公告の日から平成30年9月30日まで

**3 施行地区**

富山市桜町一丁目 4番1から4番13、4番15、4番17から4番24、4番26から4番27、6番1、8番1、8番4、8番6、8番7

ただし、別紙図面表示のとおり

**4 事務所の所在地**

変 更 前	変 更 後
富山市新桜町2番21号	富山市桜町一丁目1番1号

**5 設立認可の年月日**

平成26年6月27日

**6 定款の変更の認可の年月日**

平成29年9月28日

（「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。）